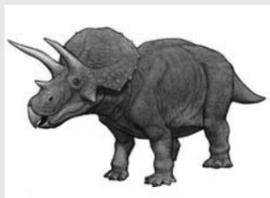


# みんなの広場

朝日小学校6年生です

ぼくとわたしの



◇ぼくの将来の夢は、恐竜の研究者になりたいです。恐竜は、不思議なことがあるので調べたいです。

佐藤 太亮



◇私の将来の夢は、エネルギー研究者です。最近原発問題があるので、地球にやさしいエネルギーを発見したいです。

吉田 佳永



◇将来の夢は小学校の先生になる事です。子供がすごく好きだし、先生を見てると楽しそうだからです。

丸山 京香



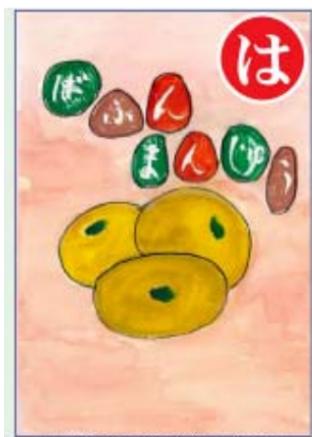
◇ぼくは、機械をいじったり直したりすることが好きなので、機械関係の仕事にしたいです。

早川 大生



◇私の将来の夢は、自衛隊になることです。理由は、震災などで自衛隊として、人を助けて喜ばせたいからです。

海馬沢 華依



馬産地のばふんまんじゅう道の駅

馬産地の

ばふんまんじゅう

道の駅

## ふるさとカルタ紹介③ 新冠銘菓

新冠町内小売店には、馬産地にちなんだ、ユニークなカボチャを使った饅頭の「ばふんまんじゅう」、レコードをモチーフとした大型のバームクーヘンの「レコードクーヘン」、サラブレッド銀座にちなんだクッキーなどがある。道の駅などで売られ、観光客を中心に人気がある。

※ふるさとカルタは、新冠町開町130年・町制施行50年記念事業の一環として作製したもので、読み札の題材を「新冠郷土文化研究会」が選定し、そのお題に沿って「新冠俳句の会」が読み札語句を、「新冠アトリエの会」が絵札を担当して作り上げた町民手作りのカルタです。

## 国民年金だより

### 老齢基礎年金と老齢厚生年金について

#### 老齢基礎年金

老齢基礎年金は保険料を納めた期間と保険料を免除・納付猶予された期間、合算対象期間を通算した期間が原則25年間(300か月)以上ある方に支給されます。

年金は65歳から支給され、年金額は40年間の全期間保険料を納めた方は満額となる786,500円(平成24年度)が支給されます。

#### 老齢基礎年金の計算方法

788,900円×[保険料納付月数  
+ (保険料全額免除月数×8分の4)  
+ (保険料4分の1納付月数×8分の5)  
+ (保険料半額納付月数×8分の6)  
+ (保険料4分の3納付月数×8分の7)]  
÷ 加入可能年数×12  
ただし平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の1納付は6分の3、半額納付は6分の4、4分の3納付は6分の5にて、それぞれ計算されます。

#### 老齢厚生年金

★老齢基礎年金の受給権を満たしていない方、年金受給額を増やしたい方は国民年金任意加入をお勧めします！  
国民年金の被保険者期間は満60歳までですが、60歳以降でも国民年金に任意加入して年金受給権を満たしたり、年金受給額を増やすことができます。  
加入できる期間は年金受給権がある方は65歳まで、年金受給権がない方は70歳までとなっており、手続きは町民生活課または年金事務所で行えます。  
老齢基礎年金は資格期間である納付等年数の25年(300か月)に1か月でも足りない時は、全く支給されませんので、ねんきん定期便などで自分の納付状況等を確認し、必要に応じて国民年金に任意加入することをお勧めします。

厚生年金の被保険者期間があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が、65歳になつたときに、老齢基礎年金に上乗せして老齢厚生年金が支給されます。  
ただし、当分の間は、60歳以上で、①老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること。  
②厚生年金の被保険者期間が1年以上あることにより受給資格を満たしている方。

## 環境衛生だより

### スズメ蜂にご注意

まもなく、スズメ蜂の活動が活性化する8月から10月を迎えます。  
スズメ蜂は種類により、それぞれの営巣箇所が異なりますが、木の枝、建物の軒下、外壁等の遮へい空間又は土中営巣することが確認されており、巣の形状は、ねずみ色の和紙状、茶色や淡い色の貝殻模様のもが多いようです。  
刺された場合、重い症状では呼吸困難・意識障害等が報告されており、手当が遅れると死亡するケースもあります。  
新冠町ではスズメ蜂の撤去費用の補助制度がありますので、蜂の巣を発見した場合は、自分で撤去せずに役場へ連絡してください。役場から専門の業者へ連絡し撤去してもらいます。  
撤去費用は巣1個につき1万円(同時に2個以上撤去した場合は、2個目からは5千円)が依頼者負担となりますが、料金のお支払い後、業者より渡される所定の用紙で役場に補助申請していたら撤去費用の3割(1個の場合は3千円)を補助いたします。

### 新冠共同墓地の公募

町で管理している新冠共同墓地について、現在空き区画があり、1年以内にお墓を建立する方で、新冠町に住所を有する方に対し、随時墓地使用許可申請の受付を行っております。  
新冠共同墓地(字西泊津)  
9区画6m 使用料2万円



### お問い合わせ先

町民生活課町民生活グループ  
☎0146・47・2112